

特記仕様書

本仕様書は環境部事業課業務グループ庁舎 電話交換機等の更新に適用する。

1 件名

環境部事業課業務グループ庁舎 電話交換機等の更新

2 更新機器

(1) 主装置

型式：α Z X type-S 1台

(仕様： 現用／実装)

局線（アナログ） 1／4

内線 1／4

停電時バックアップバッテリー（4個）

壁掛け型

(2) 多機能電話機

型式：ZX-(18)STEL-(1)(W) 3台

3 更新内容

(1) 主装置の取替え、電話帳データの作成・登録作業

(2) 多機能電話機の取替え

(3) 設置機器の配線及び単体アダプタ等の取替え

(※配線作業については、符号又は番号を明示し、主装置から多機能電話機への接続、主装置と既設ファックスの接続を含む。各配線は将来の配置替えを考慮し、余長を充分確保すること。)

(※ファックス機本体は既設流用のこと。)

(4) 試運転確認

(着信・発信・通話の確認)

(5) 既設電話設備機器及び既設配線の撤去

(※撤去機器については受注者の責任で適正に廃棄処分すること。また、処分費用は受注者負担とする。)

(6) その他詳細については本市監督員と協議のうえ、行うこと。

4 その他

- (1) 作業開始前に電源等の確認を行い、安全には十分注意すること。
- (2) 更新中、何らかの支障が生じた場合は、ただちに本市監督員に報告し、その指示に従い対処すること。
- (3) 図面、仕様書に明記なき事項であっても設備の円滑な運用に必要な事項は本更新費に含むこと。
- (4) 施工に必要な書類は速やかに提出し承諾を受けること。
- (5) その他更新に係る打合せについては本市監督員と行い指示をうけること。
- (6) 作業日時は土・日曜日とし、実施日時の調整を本市監督員と行うこと。
なお、打合せ及び事前調査については平日とする。
- (7) 敷地内全面禁煙に伴い、喫煙を禁止とする。